

馬術活動中の落雷事故防止対策についての指針（2014年）

公益社団法人日本馬術連盟

平成26年7月15日

1. 基本的指針

馬術活動の多くは屋外で行うことから、落雷の予兆があった場合、速やかに活動を中止して安全な場所に避難するなど、関係者の安全確保を最優先しなければなりません。

特にジュニア世代については、自らの判断で活動を中止することが難しい年代であることを考慮し、指導者が率先して活動を中止してください。

特に、周囲に何も無い環境（落雷しやすい環境）においては、少しでも落雷の予兆があった場合、速やかに活動中止の判断を行うことが重要です。

雷の危険性は、当日の天気予報や気象庁のウェブサイト情報（<http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/>）、現場の状況（雲・風・雨・雷鳴や稲妻等）、ラジオの受信状況（雑音の有無）等から判断することになりますが、少なくとも、雷鳴が聞こえる範囲は落雷の危険があることを関係者は明確に認識しておく必要があります。したがって、ゴロゴロという雷鳴が聞こえた場合にはその音が遠くから聞こえると思われる場合でも、直ちに活動を中止し、速やかに関係者全員を安全な場所へ避難させてください。活動の再開は、雷鳴が聞こえなくなってから少なくとも20分以上経過してからとしてください。雨が降っていないかったり、上空が明るい状況でも、雷鳴が聞こえる範囲が危険であることには変わりありません。また、関係者全員が速やかに避難できる場所を事前に確認しておくことも重要です。

※関係者とは、指導者（部活動の監督・顧問を含む）、選手、審判員、競技役員、大会運営関係者はもちろん、観客、放送局関係、スポンサーも含めて広義に解釈します。

2. 事前の準備

競技会における危険の回避については、当連盟競技会規程に「競技場審判団が危険であると判断した場合は、関係役員と協議の上、危険の回避に努めなければならない」と定めていますが、審判員が危険の予兆に気づかないケースもあり得ることから、すべての関係者が活動中止の勧告を行うことができると解釈します。

競技会以外の活動においても、活動中止を決定する責任者を事前に定め、少しでも危険な状況が発生した場合は、速やかに活動を中止してください。

また、天候の状況を確認できる環境を整備し、中止決定責任者からの連絡体制を整えてから活動を行なってください。

3. 大会における最優先事項の確認

タイムテーブルがタイトであることや、テレビ放送があることを理由に、危険の回避を怠ってはなりません。常に危険の回避を最優先してください。

事前に、関係者(放送局、スポンサー含む)間において、選手・観客・運営関係者等の安全確保を優先した中止決定者の判断は、何よりも優先されることを確認しておく必要があります。

4. 周辺環境の確認

避雷針の有無（リスクは減りますが安全が保障されるものではありません）や避難場所への経路や距離、活動場所の環境（例：都市部、山間部、河川敷等）を把握しておくことが重要です。雷鳴が聞こえる、あるいは雷雲が発生している等の予兆を認めたときは、周辺環境を考慮のうえ、速やかかつ適切に対応してください。

なお、本指針の内容は、100%の安全を保証するものではありません。

以上

【参 考】

2006年最高裁判所判決、2008年高松高等裁判所差戻審判決概要

【落雷事故の経緯】

1996年、私立土佐高校に在籍し、同サッカー部に所属していた生徒（当時高校1年）が高槻市体育協会主催の「高槻ユース・サッカー・サマー・フェスティバル」に参加。土佐高校の教諭がサッカー部の監督であった。

事故当日、土佐高校の第1試合が開始された午後1時50分頃には上空には雷雲が現れ、小雨が降り始め、時々遠雷が聞こえる状態であった。同試合が終了した午後2時55分頃には上空に暗雲が立ち込めて暗くなり、ラインの確認が困難なほどの豪雨が降り続いた。午後3時15分頃には大阪管区气象台から雷注意報が発令されたが、大会関係者はこのことを知らなかった。第2試合開始の直前頃には雨がやみ、上空の大部分は明るくなりつつあったが、南西方向の上空には黒く固まった暗雲が立ち込め、雷鳴が聞こえ、雲の間で放電が起きるのが目撃された。

第2試合は午後4時30分頃開始され、午後4時35分頃、サッカー部員が頭部に落雷を受け、転倒、意識不明となった。その後視力障害、両下肢機能の全廃、両上肢機能の著しい障害等の行為障害が残った。

【2006年3月13日最高裁判所判決】

最高裁判所は、事故当時に落雷事故を予防するための注意に関する文献上の記載は多く存在していたことや、毎年数件の落雷死亡事故が発生していることなどを指摘して、教諭と大会主催者は落雷事故発生危険が迫っていることを具体的に予見することが可能であり、また、予見すべき注意義務を怠ったと判示。高松高等裁判所に審理を差し戻した。

【2008年9月17日高松高等裁判所差し戻し審判決】

高松高等裁判所は、教諭は試合中止や延期を申し入れたり、周囲のコンクリート柱の近くに避難させたりして事故を回避できたのに、漫然と試合に出場させた過失があり、大会主催者には試合開始の延期や中断の判断に関与して事故を未然に防ぐべき義務が合ったにもかかわらず、それを怠った過失があるなどとして、被告の私立土佐高校と大会主催者であった高槻市体育協会に逸失利益約1億1700万円、将来の介護費用約1億2千万円など計約3億14万円の支払いを命じた。

以上